

使用料・手数料のキャッシュレス化について

対象受検機関：会計局会計総務課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 証紙廃止について</p> <p>(1) 概要</p> <p>府は、地方自治法第231条の2第1項の規定に基づき、昭和39年に大阪府証紙徴収条例を制定し、手数料の徴収については、原則、大阪府証紙により行ってきた。証紙制度は、申請窓口における現金取扱リスクの解消や手数料納付の簡便な確認方法として全国的に実施されてきたが、証紙でなければ手数料納付ができないことは、府民にとって利便性を欠く一方、府にとっても、証紙の印刷、証紙在庫の出納管理、受付証紙の消印処理、納付金額の手計算、特別会計から一般会計への振替事務等、多くの事務作業が伴うものであった。</p> <p>そこで、府は、府民の利便性の向上や事務の簡素効率化を図ることを目的に、平成30年10月1日から証紙の販売を停止し、平成31年3月末までの経過措置を経て、証紙による手数料の徴収を全廃し、府が委託した窓口での納付やコンビニ収納など多様な収納方法によることとした。</p> <p>なお、証紙廃止は都道府県では、東京都、広島県に次いでの3例目となる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】 (証紙による収入の方法等) 第231条の2 普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる。</p> <p>【大阪府証紙徴収条例（平成30年10月1日廃止）】 (証紙による収入の方法により徴収する手数料) 第2条 手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、知事が告示で指定する手数料は、これによらないことができる。</p> </div> <p>(2) 証紙廃止後の手数料収納方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計局が委託した窓口（本館・別館・咲洲庁舎）での納付 ・金融機関の窓口での納付 ・民間団体への委託による収納 ・出納員（会計員）による直接収納 ・コンビニ店舗での納付 ・クレジットカードでの納付 	<p>使用料・手数料のキャッシュレス化に向けての検討は行われているが、現在のところ、機器整備やコストの積算、決済代行事業者（電子マネー事業者）に支払う決済手数料の負担のあり方、誤納付があった場合の処理方法等の課題の整理にとどまり、具体的な項目や時期について方向性が示されていない。</p>	<p>使用料・手数料のキャッシュレス化による府民の利便性の向上、事務の効率化、職員の現金取扱リスクの軽減を図るため、速やかに、決済手数料の負担のあり方等について、具体的な取組を進められたい。</p>

<p>2 使用料・手数料のキャッシュレス化について</p> <p>(1) キャッシュレス決済導入に向けての検討 会計局においては、今年度から、府民のさらなる利便性の向上や事務の効率化、職員の現金取扱いリスクの軽減を図るため、手数料納付窓口でのクレジットカードや電子マネーによる公金収納のキャッシュレス化の検討を進めている。</p> <p>(2) キャッシュレス化への課題 機器整備やコスト面では、決済代行事業者（電子マネー事業者）の決済端末を、会計局が設置した収納窓口の機器（POSレジ）に対応・連動させることが課題であり、現在、複数の決済代行事業者に対し、機能やコスト等について確認を行っているところである。 また、決済代行事業者に支払う決済手数料の負担について、府が負担するのか、利用者が負担するのかといった負担のあり方や、使用料・手数料に誤納付があった場合の処理方法等の事務処理のあり方について整理する必要がある。</p>		
<p>措置の内容</p>		
<p>公金の収納方法の多様化による府民の利便性の向上や、新型コロナウイルス感染拡大予防のための新しい生活様式に対応するため、令和2年12月22日（火）から、本庁（本館、別館、咲洲庁舎）の行政事務手数料納付窓口において、これまでの現金に加え、新たにキャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済）による収納方法を導入した。なお、決済手数料については、府が負担することとした。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：令和元年8月6日、事務局：令和元年6月7日から同年7月2日まで）